

議第 2 号

山形県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和 30 年 8 月県条例第 27 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
建造物の部	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基、棟札八枚	1 棟	東善院 奥山 東順	最上郡最上町富沢 1378
絵画の部	絹本著色 地蔵十王像	1 幅	華蔵院 代表役員 布施 智典	寒河江市大字慈恩 寺字鬼越 34
工芸品の部	熊本藩細川家九曜紋・ 庄内藩酒井家酢漿草紋 入り雛道具 一式 附 雛道具揃覚 一通	362 点	公益財団法人 致道博物館 代表理事 酒井 忠久	鶴岡市家中新町 10-18

提 案 理 由

富山馬頭観音堂 附 宮殿一基、棟札八枚、絹本著色地蔵十王像及び熊本藩細川家九曜紋・庄内藩酒井家酢漿草紋入り雛道具 一式 附 雛道具揃覚 一通を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成 29 年 12 月 25 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

## 県指定文化財（答申）の概要

種 別	有形文化財（建造物の部）		
名 称	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基、棟札八枚	員 数	1 棟
所在地	最上郡最上町富沢 1378		
所有者	東善院 奥山 東順		
特 色	<p>（形 状）組物二手先、二間繁垂木、寄棟造、屋根銅板葺          （製作年代）江戸時代後期（寛政9年（1797年））          （寸 法）正面桁行五間、側面梁間四間          （特 色）</p> <p>当堂は、その名が示すとおり馬頭観音を本尊とする最上三十三観音第三十一番札所でもあります。当地は古くから馬産地として知られ、「小国駒」と呼ばれる当地産の馬は新庄藩内はもとより他領にも出荷されており、当堂の馬頭観音の信仰もこれに関連づけて説明されています。</p> <p>縁起によれば、貞観5年（863年）に慈覚大師が当地来訪の折、名馬の産地であることから馬頭観音を安置したことが創始とされています。</p> <p>新庄藩主戸沢氏による信仰も篤く、6代、8代、9代、11代の合計7度にわたる参詣の記録が残ります。</p> <p>特徴として、向拝柱左右に取り付く像の木鼻や正面側の獅子と鳳凰の木鼻があります。特に造りがしっかりとした鳳凰の木鼻は全国的に見ても貴重なものであり、当堂が所在する地域で活躍した大工集団「小国大工」の名工「出羽勘七」の手になるものと考えられています。</p> <p>また、内陣中央には安置されている宮殿はもとは当堂のものではありませんが、観音堂の建立に合わせて移されたものと考えられています。</p> <p>棟札8枚は、当堂の沿革がわかる貴重なものです。</p>		
指定の意義	<p>当堂は比較的規模が大きく、様式技法が正確であり、建築年代も明らかで大幅な改変がないことから江戸時代後期の寺院建築として価値があります。加えて歴代新庄藩主の参詣の場であり、新庄藩は馬産による国づくりを目指した証となるものです。さらに地域の名工「出羽勘七」による特異で類例の少ない鳳凰木鼻によって職人の流派やその繋がり、社寺の地方的特徴などを考究することができることから学術的にも重要なものです。今に信仰の生きる観音堂としてはもとより、建築史、文化史の面からも価値があります。これらの点から県指定する意義のある作品であると言えます。</p>		



境内



観音堂正面



観音堂側背面



観音堂正側面



観音堂向拝



観音堂外陣



観音堂外陣 天井



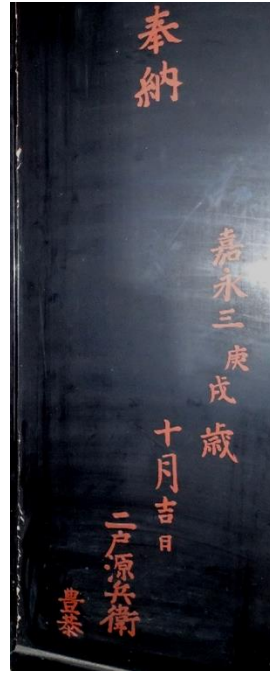
観音堂内陣



観音堂宮殿  
2-5



観音堂宮殿 壁墨書



観音堂宮殿 扉内側墨書



棟札



寛政9年棟札



向拝 鳳凰木鼻(左側)



向拝 鳳凰木鼻(右側)



長押上の獅子(町指定)